

## 被扶養者であった人の保険料について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、これまで健康保険等の被扶養者であった人も、後期高齢者医療制度の被保険者になります。また、75歳以上の健康保険被保険者の被扶養者であった74歳未満の方は、国民健康保険の被保険者になります。

これまで、被扶養者であった人は、原則保険料を負担していませんでした。

そこで、以下のような軽減策、激変緩和措置が設けられます。

## 1 後期高齢者医療制度の対象となる場合

## ① 激変緩和措置

- ・現在サラリーマンの配偶者や子どもらの被扶養者であるが、後期高齢者医療制度に加入することで保険料負担が出る人は、2年間後期高齢者医療保険料のうち、所得割額は0円（賦課されません）、均等割額が半額になります。

※この激変緩和措置は国保で被扶養者であった人は対象になりません。

## ② さらに「与党が凍結案」

- ・現在サラリーマンの配偶者や子どもらの被扶養者である人が支払う予定であった①激変緩和措置後の保険料を1年未満の間、凍結するという案が浮上（負担なしとするもの）。
- ・この凍結の期間は、①の期間に含まれる予定。
- ・与党の実務者によるプロジェクトチームが設置され、10月中に結論がだされる予定。

## 2 国民健康保険加入者の軽減措置

- ① 国保加入の世帯から、後期高齢者医療制度の創設により、後期高齢者医療制度に移行する人がある世帯で、すでに軽減を受けている世帯を対象に、これまでと国保保険料において、同じ軽減措置が4年間受けられる。具体的には、軽減判定の基準が次のようになります。

- ・5割軽減 （旧）33万円＋（24.5万円×世帯主以外の被保険者数）  
（新）33万円＋（24.5万円×世帯主以外の被保険者数と  
世帯主以外の旧国保被保険者数の合算数）

- ・2割軽減 （旧）33万円＋（35万円×世帯に属する被保険者数）  
（新）33万円＋（35万円×世帯に属する被保険者数と  
世帯に属する旧国保被保険者数の合算数）

- ② 国保加入の世帯から、後期高齢者医療制度の創設により、後期高齢者医療制度に移行する人があり、その結果単身世帯となる人は、4年間、世帯割で賦課される国保保険料（世帯別均等割額）が半額になります。被保険者均等割額は、一人分賦課されます。

- ③ 健康保険等の被保険者（本人）であった人が、後期高齢者医療制度の創設により後期高齢者医療制度に移行すると、その被扶養者であった人は、国保に加入することになります。国保被保険者となった人は、健康保険等の被扶養者であった間は保険料を賦課されていなかったのに、国保被保険者となったことで保険料負担をすることになります。そのような人は、2年間次の軽減があります。

ア 応能保険料（所得割・資産割）が2年間、所得、資産にかかわらず0円となる。

イ 応益保険料のうち被保険者均等割が半額になる。

ウ 国保に加入する人が一人の世帯では、世帯別均等割額が半額になる。

※ イウについては、応益保険料が低所得軽減の対象でない場合に限る。

## (追加) 窓口負担について

- ・70歳から74歳の窓口負担引き上げ凍結

平成20年4月から70歳から74歳で一般の方（現役並み所得者を除く）の窓口負担が1割から2割に引き上げられることとなっていたが・・・。

- ・政府・与党では、それを1年未満の期間凍結する方向で検討中。介護保険が始まる時も、同様の措置が半年間実施されている。